

天童市広告付総合案内板設置事業仕様書

1 募集内容

(1) 事業名称

天童市広告付総合案内板設置事業

(2) 設置場所

天童市役所本庁舎内1階市民ホール

(3) 事業内容

設置事業者（以下「事業者」という。）が、市本庁舎内に広告付総合案内板の作成・設置及び民間企業等の広告主を募集・掲載を行い、併せて、本体の維持管理も行うものとする。

(4) 設置期間

- ① 設置期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。
ただし、天童市公有財産の取得、管理及び処分に関する規則第18条による市有財産の使用賃貸借契約によるものとして、1年単位で最長令和10年3月31日まで使用期間を更新できるものとする。
- ② 総合案内板は令和5年4月1日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については天童市（以下「市」という。）と協議すること。

2 設備内容

(1) サイズ

縦(高さ)2,100mm×横(幅)2,200mm×奥行き700mm以下とする。

(2) 設備、デザイン及び色調

- ・地図枠（広告付）、庁舎案内枠で構成すること。
- ・設置場所が公共用施設であることを十分に考慮すること。
- ・可動式であること。
- ・照明の光源は、省エネ・環境に配慮し、LEDを採用すること。また、市が状況に応じて電源の入切および調光できるものであること。
- ・色覚障がいのある方に配慮した配色等でデザインすること。
- ・庁舎施設に負担の少ない方法で設置し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講ずること。なお、万一事故等が発生した場合には、事業者の責任において対応すること。
- ・本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- ・本体枠にアルミフレームなどの耐久性及び耐光性のある素材を使用すること。

また、市内地図や庁舎案内図及び広告部分は表面をアクリル板などで適切に保護するか、強度のあるものを選定すること。

- ・地図および庁舎案内図は本体内に収まるようにし、「天童市全域図及び市庁舎周辺図」と「市庁舎案内図」の表示をすること。

3 設置及び運用

- (1) 事業者は、案内板の製作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。
- (2) 地図情報の更新は、少なくとも年1回以上行うこと。ただし、特に変更の必要がないと市が認めるときは、その限りではない。
- (3) 二次電源の確保は、コンセントから案内板までの配線工事等は、事業者の責任と負担において行うこと。
- (4) 撤去の際は原状回復し、これにかかる費用については事業者が負担すること。
- (5) 事業者は、表示内容及びコンテンツ、フォントおよび色、意匠及びデザイン等について市と協議し決定すること。

4 広告内容

- (1) 広告を掲載できる者および広告内容等は、「天童市広告掲載基準」に定めるところによる。
- (2) 設置場所が天童市役所本庁舎内1階であることから、広告の内容は来庁者の利益に資するものを優先的に選択すること。また市の公共性、公益性及び品位を損なうものでないこと。
- (3) 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。
- (4) 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任および負担を負わない。
- (5) 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、および、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- (6) 市に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わない。
- (7) 広告内容審査について
 - ① 広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその

都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。

- ② 広告物の出力見本提出後、市において内容審査を行い、結果を通知する。
このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。

5 広告掲出料、行政財産使用料、光熱水費等

(1) 広告掲出料について

- ① 提案された広告掲出料を参考にして、市と協議して決定する。
- ② 市に納入する広告掲出料を提案するにあたって、金額算定の考え方を示すこと。
- ③ 市の発行する納入通知書により、期日までに納めること。

(2) 行政財産の使用料について

- ① 天童市公有財産の取得、管理及び処分に関する条例に基づく使用料とする。
- ② 市の発行する納入通知書により、期日までに納めること。

(3) 光熱水費及びその他必要経費について

- ① 案内板設置及び運用に係る電気料については、事業者が負担すること。
- ② 市の発行する納入通知書により、期日までに納めること。

- (4) 市は、事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された広告掲出料等は返還しない。

6 その他

- (1) 事業者は、広告主の募集・決定・広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示できるものとする。この場合において、市は、広告主又は事業者に対して、賠償の責を負わない。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。
- (4) この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。
- (5) 事業の実施にあたり疑義が生じたときは、両者が協議しこれを解決するものとする。